

令和5年11月教育委員会定例会議事録

- 1 会議日時 令和5年11月10日（金） 9時59分から12時30分まで
- 2 会議場所 5階 第3委員会室
- 3 出席委員 橋田教育長、中西委員、小原委員、北川委員、田崎委員、松尾委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席理事者 教育総務部長、学校教育部長、総務課長、適正配置推進室長、適正配置推進室係長、生涯学習企画課長、学校教育課長、同課学務係長、同課生徒指導係長、健康教育課長補佐、同課保健体育係長、教育研究所長、教育研究所教育支援係長、文化財課長、琴海地域センター所長 計15名
(他議事担当2名：総務課総務係長、総務課主事)
- 6 付議事件
 - (1) 日程1 教育委員会議事録の承認について〔総務課〕
 - (2) 日程2 第23号報告 長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について
〔学校教育課〕
 - (3) 日程3 第57号議案 長崎市立小学校の通学区域の変更について〔学校教育課〕
 - (4) 日程4 第58号議案 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
〔総務課ほか〕
 - (5) 日程5 第59号議案 長崎市学校運営協議会委員の委嘱について〔学校教育課〕
 - (6) 日程6 第24号報告 長崎市教育支援委員会の審議結果について〔教育研究所〕
 - (7) 日程7 第60号議案 人権擁護委員の推薦候補者の選出について〔総務課〕
 - (8) 日程8 第61号議案 職員の人事について〔総務課〕
- 7 傍聴者 なし
- 8 審議経過 以下のとおり（要点記録）

	<p>【9：59 開会】</p> <p>【日程1 教育委員会議事録の承認について】</p> <p style="text-align: center;">- 原案のとおり承認 -</p> <p>【日程2 第23号報告 長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について】</p> <p>【日程3 第57号議案 長崎市立小学校の通学区域の変更について】</p> <p>学校教育部長、学校教育課長より説明</p>
委員	審議会の審議結果の主な意見に、南中学校の件以降は、決定したことを報

	<p>告しているという形になっていて、審議となっていないというご意見があったということですが、審議会にかけ前に決定はしていませんよね。南小学校の廃止に伴う茂木小学校の通学区域の変更が審議会の審議内容で、決定については、教育委員会でしますよね。今日、まさに、そうですね。なので、決定はしてなくて、決定前に審議会を開いてご意見を聞いたということになるのではないかなと思ったんですけども。</p>
<p>学校教育部長</p>	<p>委員ご指摘のとおり、その形になります。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると、このご意見については、手続上は、問題はないということになりますか。通学区域の変更について、決定する場合、まず審議会にかけないといけないという規定があるのかなと思いますが、そうだとすると、多分今日決定するので、その前に審議会に具して答申をいただくという形をとっている、手続上は問題ないというような理解でよろしいのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>もともと、学校の当該合意に関わりまして、通学区域が変更になるという部分は、まず教育委員会事務局のほうでこういうふうな方向ですということをお知らせして、教育委員の皆様に報告をさせていただいて、その後、その方向でということで、通学区域審議会のほうで審議をしていただいて、そこを受けて、審議会の結果を教育委員会に報告をさせていただきます。そして、最終的には条例の改正を議会のほうに諮って、廃止が決定するということになります。今回、この令和5年2月2日に南小学校の廃止については、事前に審議をしていただくことなく、議会で決定したものを報告させていただいたという形をとったために、このようなご意見をいただいたという経緯がございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>補足しますが、本来あるべき流れを図示して、教育委員会との関係、それから、審議会との関係をご説明すれば一番理解しやすかったのかと思いますが、審議会でご意見があったとおり、南中学校以降については、通学区域審議会をすべて終わってから開いて、報告という形の対応になったものですから、それはおかしいであろうと。権限としては、今、委員がおっしゃったように、決定をするのは教育委員会であって、それを受けて、議案として議会に諮って、議会で最終的な議決をいただくと、それが最終決定ということになるんですけど、審議会は、あくまでもその手前の段階で、しっかりこういう意向で変更をしたいということの諮問をさせていただいて、審議会の結果を踏まえて教育委員会で決定をいただくというのが本来の流れということで、そこがこのところ欠落をしていたということのご指摘であったところなんです。今後については、手熊小学校で今、適正配置、統廃合の動きをしていますが、この後、所管事項で報告をさせていただきますが、今、手熊小学校でそういう動きがあって、統合が近いと、通学区域を変更したいという旨をまず教育委員会で、所管事項で報告をさせていただく。それを受けて、審議会に諮問答申をさせていただく。その後、今回のような形で、今、2月議会に議案を提案することを予定しているんですけど、12月に審議会を開いて、1月の教育委員会の中でその審議経過のご報告と、併せて通学区域の決定について、今回のような形で教育委員会にお諮りをすると。それが正式な手続と考えていますので、改めさせていただきたいと思っていますところなんです。</p>

委員 教育長	<p>今、教育長がおっしゃったのは、手熊小学校のことですか。</p> <p>はい、今後の。</p>
委員	<p>茂木小の通学区域の変更自体は、今日決定して、そして、議会で議決になるんですか。先ほどの話だと、すでにもう議会通っていて、その後、審議会に報告したから、違うのではないかと問われたという報告のように聞きましたが、違いますか。</p>
教育長	<p>今のご指摘からいうと、議会に諮る前に、当然ながら教育委員会で決定をすべきところも欠落しているんじゃないかというご指摘なんですけど。統廃合のそこの時系列を教えてください。</p>
学校教育部長	<p>南小につきましては、昨年の11月議会で廃校について議決をいただいております。</p>
教育長	<p>教育委員会との関連は、11月議会の前なので、当然、議案としての審議としては、教育委員会に諮っているはずなんですよね。その前に、要するに、今回上げているような「南小学校の通学区域の変更について」という議案が上がっていなかったということなんですか。</p>
適正配置推進室長	<p>11月の市議会では、南小学校を廃止するため、南小学校を小学校条例から削除するという議案を上程して、議決をいただいたところですけども、その前に、教育委員会においては、南小学校の廃止につきましては、議案として提案をさせていただきました。教育委員会で議決をいただいています。ただ、先ほどありましたように、通学区域審議会のほうでは、教育委員会の定例会で議案にする前に、通学区域審議会の皆さんに諮問してご意見をいただかなかったところなんですけれども、もろもろのそういう教育委員会での議決、それから議会での議決等が終わった後の報告になったことにご指摘をいただいたという形になります。</p>
委員	<p>今回、57号議案で出ている、茂木小学校の通学区域の変更については、議会はもう通っているんですか。</p>
学校教育部長	<p>茂木小学校を廃校にしてというところが。</p>
教育長	<p>議会の議決が必要なのは、あくまで、小中学校の統廃合の件なので、南小学校の廃止についての議案が上がった。それに伴って、南小学校を廃止するという議案は、教育委員会でもお諮りをしていると。もう一つ、学校の廃止とは別に、通学区域の変更というのがあるので、そこの手続を、結果からすると、この教育委員会での議決も経ていなかったということなんですか、今回、上げているということは。言葉は語弊があるかもしれませんが、実質的な意味では、南小学校の廃止についてということで、学校廃止をするということに関しては、教育委員会の議決を経ているんだけれども、併せ</p>

<p>学校教育部長</p>	<p>て、通学区域の変更の議案をお諮りすべきところをお諮りしていなかったということになるんですよね。そういう整理ですよね。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>そういう整理です。</p> <p>だから、報告だけではなくて、当然、この57号議案が今、上がってくるのが、時系列からするとおかしな話で、ここも欠落していたということになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>通学区域の変更については、議会では議決はとらないということなんですね。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただ、これを今、議案として上げるということにすると、統合そのものは来年の4月からなんで、今しても大丈夫なんですけど、ただ、学校の廃止の議案との関係でいうと、前後してしまっているということになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうすると、学校の廃止の点について、審議会を経ずに教育委員会の決定があつて、議会の議決を経た、ということだと思ふんですけど、それは手続上問題はないんですかね。廃校をする際には、教育委員会の決定を経る前に、審議会の答申を得なければいけないみたいな規定は特にないという理解でよろしいですか。</p>
<p>学校教育部長</p>	<p>規定はございません。</p>
<p>学校教育部長</p>	<p>—第23号報告 本報告をもって了承— —第57号議案 原案のとおり可決—</p> <p>----- 以下、所管事項報告 -----</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 琴海文化センターへの琴海地域センター長浦事務所の移転について報告を行った</p> <p>(2) 手熊小学校と桜が丘小学校の統合について報告を行った</p> <p>(3) 部活動の地域移行について報告を行った</p> <p>2 今後の会議関係</p> <p>(1) 12月定例会 (予定)</p> <p>12月26日火曜日16時45分から〔場所 5階 第3委員会室〕</p> <p>(2) 1月定例会 (予定)</p> <p>1月23日火曜日15時00分から〔場所 未定〕</p> <p>3 今後の行事関係</p> <p>今後の行事関係の日程確認</p> <p>-----</p> <p>【日程4 第58号議案 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について】</p>

<p>委員</p> <p>文化財課長</p>	<p>総務課長、文化財課長より説明</p> <p>インフレスライド条項というのは、受注者から請負代金額の変更の請求がなされたときにとありますけれども、積算し直すのか、それとも、その条項にのっとなって何%割り増してというようなことなんでしょうか。</p> <p>こちらのほうは、依頼をしています建築課で積算し直して、それに基づいて算出を行います。</p> <p>－第58号議案 原案のとおり可決－</p> <p>【日程 5 第59号議案 長崎市学校運営協議会委員の委嘱について】</p> <p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p>【日程 6 第24号報告 長崎市教育支援委員会の審議結果について】</p> <p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p>【日程 7 第60号議案 人権擁護委員の推薦候補者の選出について】</p> <p>※非公開情報を含む議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p>【日程 8 第61号議案 職員の人事について】</p> <p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p style="text-align: right;">【12：30閉会】</p> <p>署名委員</p> <p>-----</p> <p>署名委員</p> <p>-----</p>
------------------------	--